

質疑応答書

令和8年10月21日

株式会社釜屋 会津事業所
所長 桑島 航輝 様

会津若松市長 室井 照平
(公 印 省 略)

令和7年10月16日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答します。

記

委託業務（件）名 第1164号 古着・古布中間処理業務委託

【質問事項】

- ①業務を遂行するにあたり必要な許認可はあるのか
- ②仕様書 6 処理業務（2）「選別によって発生する廃棄物は、受注者の責任により処分すること」あるが、一般廃棄物として処分をするのか、または産業廃棄物として処分をするのか。
- ③処理品目以外のものやリサイクル困難なものが混入されていた場合の対応はどうするのか。
- ④荷下ろし時に、水濡れや汚物混入、異臭等が確認できた場合は、該当物を返却していいのか。あるいは受注者の責任で処分するのか。
- ⑤古着、古布を受注者の施設で受入、選別し、輸送できる状態へと処理後、出荷までの保管を受注者の処理施設以外の施設や他社倉庫等に保管することは可能か。
- ⑥古着・古布の需要減退、相場的大幅な悪化等により、出荷が困難となった場合や経済合理性が成り立たなくなった場合は、協議の上、廃棄物として処分することも可能か。
- ⑦古着、古布を受注者の施設で受入、選別し、出荷するまでの期間に制限はあるのか。
- ⑧仕様書 6 処理業務（3）②「古布：国内にて「反毛フェルト」又は「ウエス」としてリサイクル」とあるが、反毛フェルト又はウエスへの加工が海外であった場合も、国内で利用されるものであれば国内リサイクルとの認識でよいのか。

【回答】

- ①市の一般廃棄物処理事業許可は必要ありません。ただし、施設によって処理量が5トン／日を超える場合は、県の一般廃棄物処理施設設置許可が必要となる場合があり、県へ許可の要否を確認する必要があります。また、衣類にはプラスチックが含まれている製品があり、それらを屋外保管する場合には、県の特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の規制対象となる可能性があります。詳細については、関係法令を所管する官公庁にご確認ください。
- ②プラスチックが含まれている衣類等は産業廃棄物に該当します。一方で、天然繊維でできた衣類等は一般廃棄物に該当します。
- ③「古着」「古布」選別の過程で発生する廃棄物となりますので、受注者の責任により処分してください。
- ④原則としては、受注者の責任で処分してください。ただし、古着・古布でないことが明らかなものについては、返却を認めます。
- ⑤出荷までの保管を受注者の処理施設以外の施設や他社倉庫等に保管することは可能です。ただし、適正に保管できる場所に限ります。
- ⑥天災や戦争等、予期せぬ状況の変化により出荷が困難となった場合は、市と協議の上、取り扱いについて決定します。単に経済合理性が成り立たなくなったことをもって廃棄物として処分することは認めません。
- ⑦年度内に搬入された衣類については、当該年度内に選別まで終えてください。出荷までの保管期間については制限しませんが、可能な限り速やかに出荷してください。
- ⑧6(3)②については、国内にて「反毛フェルト」又は「ウエス」として再資源化処理を行う事業者を引き渡すことを想定していますので、海外で加工する場合には、国内でのリサイクルにあたりません。